

EAMS ROBOTICS

E6150TC

JAPAN-MADE DRONE WITH TYPE 2 CERTIFICATION





「レベル3」「レベル3.5」許可承認なしで飛行可能! 空の物流がついに現実に!



Front



Rear



Side



SPEC

機体種別:回転翼航空機(マルチコプター) | 物流専用機体

型式名称:イームズ式E6150TC型

寸法(W×D×H) 2,216×2,015×754(mm)

機体重量(バッテリーとブレード含む) 18.0kg

最大離陸重量 24.0kg

最大搭載重量 6.0kg

最大飛行時間 16分 (ペイロード最大時)

最大飛行距離 7.5km(ペイロード最大時)

最大上昇速度 3m/s

最大下降速度 2.5m/s

最大運用速度(対地速度) 10m/s

運用温度 5~40℃

GNSS対応衛星 GPS/GLONASS/Galileo/BeiDou

リモートID 搭載

プロポ

動作周波数 2.4 GHz

最大伝送距離(障害物、電波干渉がない場合) 1,000m(見通し)

プロポ用バッテリー ニッケル水素電池 6.0V / 1,800mAh付属

ドローン用バッテリー

容量 22,000mAh

電圧 22.2V

バッテリータイプ Li-Po 6S1P

正味重量 2.7kg

アプリ/ライブビュー

GCSアプリ ミッションプランナー(ver1.3.80)

ARDUPILOT
MEGA

GCS OS Windows 11

FOLDING the Arm

持ち運びしやすい折りたたみ式を採用。
コンパクトに運用できます。



Light

左舷灯、右舷灯、尾灯に加え、
衝突防止灯(上下)を常備。



Box

最大搭載重量は6.0kg。
260×350×190mmに対応。



POINT 完全フルオートによるドローン制御

実質プロポによるドローン運用を排除し、オペレーターは基本的にPC(ArduPilot Mission Planner)を利用したGCSで全ての運航管理を行います。LTE通信で機体ステータス情報や取得した映像を手元で確認し、安全な運航を可能にしました。

POINT たった2名による運用体制

主操縦者、副操縦者の2名体制による運用ができます。少人数の運用体制のため省人化によるコストダウンが見込めます。安全監視も「機上カメラによる確認」で要件を満たしたレベル3.5飛行を行うことができます。

POINT 機体管理ソフトウェア | DOP SUITE™

飛行ログをWEBへアップロードすることで機体管理の強化、運用リスクの提言、安定運用コストの予算化、サポートの迅速化、飛行記録の効率化を可能にします。「型式認証機体」となり、従来のドローンに比べて機体管理が厳しくなりましたが、初めてご利用いただく方にも安心してご活用いただくためのサポートが整っています。

EAMSの型式認証機体の特徴！
「4つの特定飛行」について詳しく解説！第二種型式認証取得
目視外飛行が申請無しで可能になります。

レベル3 | レベル3.5に対応しているため目視外+自動飛行を行いながら、遠隔地まで荷物を運ぶことがより現実的になりました。

実は、人口密集地区(DID)の
目視外飛行も可能になりました。

ただし、レベル3、レベル3.5飛行ルールに則り立入禁止措置を講じる必要がありますのでご注意ください。

夜間飛行も
申請無しで可能になります。

ただし、運用は目視内に限るのでご注意ください。暗くなくても航空灯が明るいので遠くからでもしっかり視認することができます。

人または物件から30m未満の飛行
いわゆる「近接飛行」もカバーしています。

物流利用を想定しているため、家などの建物への接近も想定した設計です。こちらも申請不要で運用が可能です。

LTE

LTE通によるで機体制御。
テレメトリ・カメラ映像を送信。

Safety

セーフティスイッチ搭載。
安全確認後、自動飛行開始。

GCS

ARDUPILOT
MEGA

Mission Plannerによる
自動航行+安全運航を実現。



二等無人航空機操縦士技能証明を取得し、その他の条件を満たすことで
 カテゴリーIIBの特定飛行(第二種機体認証以上及び二等操縦者技能証明
 以上を保有が条件)を行うことができ、飛行許可・承認手続きが不要になり
 ます。

特定飛行を行う人物が技能証明を取得しておく必要があります。
 お客さまの運用体制を想定しながら、事前準備を進めてください。



証明書イメージ

ご購入前に確認ください



ご利用には機体認証が必要です。

E6150TCを運用(レベル3、レベル3.5飛行)を実施するためには、機体認証が必要です。
 立入管理措置を講じた上で行う特定飛行を目的とした機体として登録してからご利用ください。
 詳しくは国土交通省または登録検査機関へお問い合わせください。

ご利用にはSIMカードのご契約が必要です。

E6150TCはLTE通信を行い飛行します。ドローン用SIM(docomo「LTE上空利用プラン」)に事前加入をお願いします。
 ドローン本体に対応したSIMカードを挿入することで、上空のモバイルネットワークをご利用いただけます。

詳しくは通信会社もしくは 携帯キャリア店舗窓口までお問い合わせください。

カスタムをご希望の方

別途カスタム費用がかかります

- 1.E6150TC(通常版)をご注文いただきます。(通常価格でのご提案/講習費用は含みません)
- 2.E6150TC(通常版)を納品いたします。お客様にて検品を実施してください。
- 3.カスタムの依頼
仕様決定後、必要部材の調達や開発を行います。
カスタム機 専用の講習カリキュラムを作成します。
- 4.特殊機体として産業機講習を実施します。
- 5.納品

■ 本体 | 付属アクセサリ



E6150TC 機体本体
 -LTEモジュール搭載
 -リモートID送信機搭載



プロポ (MAIN)
 -緊急操作介入用として



プロポ (SUB)
 -緊急操作介入用として



プロポケース
 -2個 (MAIN/SUB)



ローターストッパー
 -6個



機体保管ケース



ダイヤルキー
 -機体保管ケース用
 -2個



USBメモリ
 -VPN接続情報、GSCソフト含む
 -16GB



バッテリー
 -LiPo 6セル 2000mAh (4800mAh)
 -4本



バッテリーケース
 -最大4本収納可能



充電器
 -G5AC DUO 1080W
 -専用ケース付き



バッテリーチェッカー
 -2個



バッテリーストラップ
 -スベア (8本)



USBケーブル
 -ABタイプ
 -ログ抽出用



USBケーブル
 -Type C
 -RID送信機充電用



USBコントローラー



メンテナンスツールキット
 -2セット
 -日常点検に必要なものが全て収まっています

■ アクセサリ



GCSケース



専用PC
 -Windows11
 -U9413/MX 相当品

■ 保険

イームズロボティクス(株)は東京海上日動火災保険の保険代理店です。
 本製品のドローン保険のお取り扱いに対応しています。

■ DOP SUITE™ 対応機種

ドローン・ジャパン社が提供する「ドローンの安定的・安全性の高い運用
 管理を行うための機体ログ (Date Flash Log) 活用クラウドサービスです。

イームズロボティクス株式会社
 福島県南相馬市小高区飯崎字南原65番地の1

☎ : 049-293-4567

Mail: info@eams-robo.co.jp

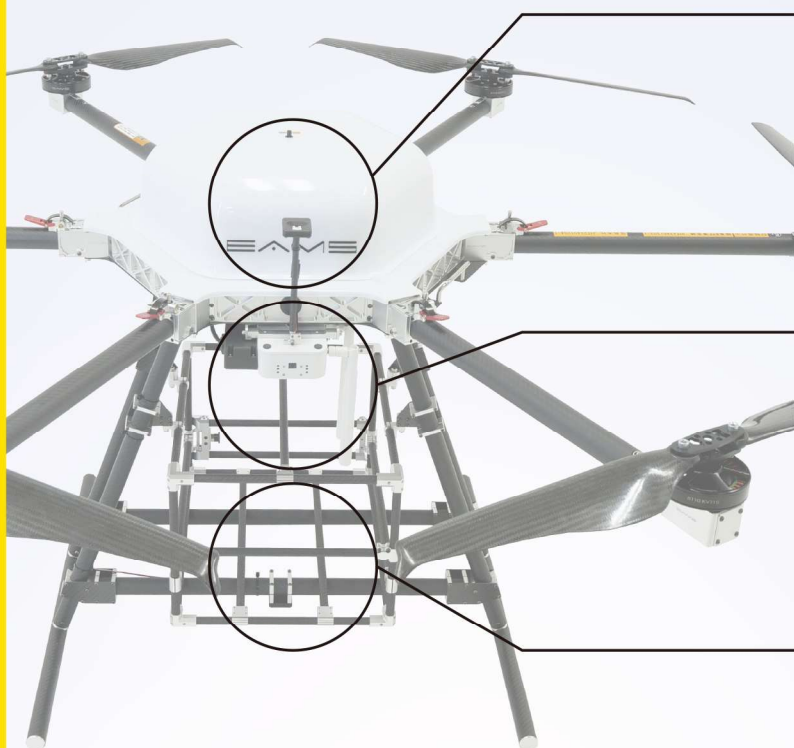
取扱代理店



E6150TCは品質はそのままに 「カスタマイズ」にも対応しています



物流用途以外にも活用いただけます※



1 特殊な通信機の取り付け・制御が可能



2 市販のカメラ・カメラジンバルに変更が可能



3 特殊な機材・観測装置の搭載が可能



新提案

「物流」以外でE6150TCを
使用したいという方のために

搭載物の重量はE6150TCのスペックに準拠していること

例) 最大離陸重量 24.0kg以内であること
最大搭載重量 6.0kg以内であること
最大運用速度 10m/sであること

Attention カスタム機体は型式認証機体ではなくなります



E6150TC
(型式認証機体)

custom



E6150TC・改
(型式認証機体ではない)

型式認証機としての運用はできませんが
型式認証相当の品質は担保されます。
一度型式認証機を改造すると元の形に戻したとしても、
型式認証機の扱いにはなりません。
カスタマイズはメーカーで行います。
ご自身でカスタマイズすることは認められていません。

※本製品はレベル3、レベル3.5飛行を物流用途で使用する目的で開発されており、
そのため、物流用途以外でのご利用に際しては型式認証扱いではなくなります。

Attention 型式認証機体ではないため、無人航空機操縦者技能証明がなくても運用可能です



E6150TC・改
(型式認証機体ではない)



無人航空機操縦者技能証明が
なくても運用することができます

本製品は、本来、二等無人航空機操縦士技能証明を取得し、
その他の条件を満たすことでカテゴリーIIBの特定飛行を行います。
(後述)
しかし、改造をした場合、型式認証機体ではなくなる(=一般機体
と変わらない扱いになる)ため、無人航空機操縦者技能証明を所持
していなくても運用することができます。



カスタム機体はレベル3、レベル3.5飛行は可能ですが 通常機体と同様の申請が必要です



E6150TC・改



機体登録申請

購入したドローン情報をDIPSに登録します

飛行許可申請

特定飛行をするためには、許可が必要です

飛行計画の通報

飛行前に、あらかじめ日時・飛行経路・高度を登録します



カスタム機体は10時間点検、100時間整備の義務を負いません



10時間点検の義務

型式認証機はフライト10時間毎に
ユーザーは点検する義務がある

100時間整備の義務

型式認証機はフライト100時間に
達する前にメーカーへ整備に出す

任意での点検

フライト10時間飛行に限らず
日常点検は任意で行う

定期点検(年1回)

通常のドローンと同じく
メーカー推奨の年1回の点検を実施

型式認証機体における定期的な点検・整備について詳しくは別紙
「初めての型式認証ドローン」をご確認ください



カスタムはしないが「物流以外」に利用したい という場合



物流の飛行プロファイルと同じ飛行をする場合。

A地点 → B地点の片道or往復飛行(それぞれの地点に人を配置)かつ、飛行規程を遵守した飛行を行う。

目視外飛行ができる = 型式認証機、機体認証が有効の状態のため

物流の飛行プロファイルと異なる飛行をする場合。

A地点 → B地点の片道or往復飛行(それぞれの地点に人を配置しない)。

目視外飛行はできない = 通常通りの「飛行申請」が必要



—想定される事例—
ペイロード(荷物積載部)に
別の物を入れて運用するなど

飛行規程の限界事項を超過する場合

例)速度を10m/sを超えて飛行する
例)高温・低温の場所で飛行する
例)想定よりも重たい重量物を運ぶ

機体認証が取り消される可能性がある

意図的に超過した場合
メーカーから「無人航空機適合確認書」は
発行することができません